

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木場 宣行 殿

申請者^{注1)}
住 所 〒
氏名又は名称
代表者^{注2)} の職・氏名

令和 7 年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 導入対象車両の事前登録の申請

令和 7 年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 補助対象車両について、事前登録を受けたいため、別添の様式第 1 - 2 から様式第 4 までのとおり申請します。

注 1) 申請者は、自動車の製作を業とする者、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とするものその他日本自動車輸送技術協会が適当と認める者とする。

注 2) 代表者については、車両生産または販売管理に係る権限を有する役員がある場合には、当該役員の職・氏名を記載した組織図を添付すること。

※申請者が自動車の製作を業とする者でない場合は、申請者が自動車の製作を業とする者と締結している代理店契約などを添付すること

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所* 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

*代表者と住所が異なる場合に記載する。

申請者に係る情報

項 目	内 容
申請者の氏名又は名称	
電動車の整備拠点の数 ^(注1)	整備拠点の総数 (自 社 直 轄) _____ 拠点 (グループ会社) _____ 拠点 (提携先・代理店) _____ 拠点 重整備対応拠点 ^(注2) の数 (自 社 直 轄) _____ 拠点 (グループ会社) _____ 拠点 (提携先・代理店) _____ 拠点
災害連携協定 協定締結数・締結自治体数 ^(注3)	協 定 数 _____ 自治体数 _____
(FCVについて申請をする場合) メンテナンス費用低減に向けた取組状況 ^(注4)	
(FCVについて申請をする場合) 自治体と連携した取組 ^(注5)	
担当者連絡先	部署 : ご担当者名 : 電話 : メール :
添付資料一覧 (資料番号及び名称を記載)	

注1 整備拠点の一覧を添付すること。

注2 重整備対応拠点とは、エンジンのオーバーホールや駆動用バッテリーやモーターの交換整備が可能な、専門的な知識と技術、資格を持つ整備士が常駐する拠点を指す。

注3 締結している災害連携協定の一覧を添付すること。また、日本国内における災害時の支援事例があれば、その内容を示す公表資料を添付すること。

注4 FCVのメンテナンス費用の低減に向けて行っている取組があれば、記載すること。また、その内容が確認できる公表資料を添付すること。

注5 重点地域における水素ステーション適地の検討、燃料電池商用車の需要のとりまとめ等に関し、自治体と連携して取り組んでいる事項があれば、記載すること。また、その詳細が分かる資料を添付すること。

表 明 書

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木 場 宣 行 殿

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者の職・氏名

〔車両の事前登録申請に係る表明〕

以下のアからウまでの事項について表明いたします。※1

ア 以下の(1)又は(2)の取組を実施します。

- (1) GXリーグへの参画
 (2) 以下の取組

多排出者※2（中小企業※3を除く）の場合	多排出者※2以外の者及び中小企業※3の場合
<input type="checkbox"/> ①から③まで全てを満たす。	<input type="checkbox"/> ④を満たす。
① 令和8年度及び令和12年度の国内でのScope1・2に関するCO2排出削減目標を設定・公表し、進捗状況を毎年度報告・公表※4	
② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表	
③ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進	
④ 温室効果ガスの排出削減のための取組の提出	

イ 当該生産品に関し、自社の成長（例：コスト競争力の向上や海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定します。※5

ウ 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めます。

※1 表明の際は、“□”にレ点を入れること。

※2 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和4年度CO2排出量が20万t以上の者

※3 中小企業基本法に規定する中小企業に該当する者

※4 令和8年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。なお、第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

※5 中期経営計画等で、既に公表しているものを添付し、該当箇所を示すこと。